

『観無量寿経』における滅罪について

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2020-07-10 キーワード (Ja): キーワード (En): the Sutra on Contemplation of Amitāyus, the Visualization Sutras, Remission, the transgression of birth and death 作成者: 小笠原, 亜矢里 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1247 |

Remission in the *Sutra on Contemplation of Amitāyus*

OGASAWARA Ayari

Key words

the *Sutra on Contemplation of Amitāyus* / the Visualization Sutras / Remission / the transgression of birth and death

Summary

The aim of this paper is to elucidate a framework for remission that focusses on the relationship between the objects of remission and the person addressed in the sermon. This is done by reexamining how methods of contemplation are classified based on remission after identifying what characterizes the objects of remission in the *Sutra on Contemplation of Amitāyus* through comparisons with the Six Visualization Sutras and other sutras associated with the *Sutra on Contemplation of Amitāyus*.

In this paper, I focus on the *Sutra on Contemplation of Amitāyus* as a Visualization Sutra, even though it is usually considered as a Pure Land Sutra, because the framework for remission can be found by focusing on it. The reason for this is that the objects of remission in the *Sutra on Contemplation of Amitāyus* have been described using the same words as Visualization and Buddha's Name Sutras.

First, I investigated the objects of remission in the Six Visualization Sutras, which were influenced by treatises translated into Chinese prior to the 5th century. I also consider the objects of remission in the *Sutra on Contemplation of Amitāyus* and provide a new perspective on its structure of remission by clarifying the relationship between the objects of remission and the sermon's addressee.

Consequently, I identify the principal objects of remission in the *Sutra on Contemplation of Amitāyus*, such as evil deeds and transgressions of birth and

death. I determined that these were influenced by Buddha's Name Sutras, circulating in the western regions of China around the same time, and the *Da zhidu lun* and other works translated by Kumārajīva.

Furthermore, a structural comparison of previous studies on the *Sutra on Contemplation of Amitāyus*, with a focus on remission, shows that the sermon's objects of remission might differ depending on the addressee in the various circulating books and that Ānanda and Vaidehī fulfilled different functions. In other words, sermons addressing Ānanda were about the remission of transgressions of birth and death, considered to be related to the real nature of all phenomena, while those addressing Vaidehī were about the remission of evildoings committed by ordinary people in the real world.

The structure of the sutra clarifies these differences. However, the eight and ninth visualizations, which are observations directly related to Amitābha and occupy an important place in the first half of the sutra, are exceptions to the above conditions. This important issue needs to be clarified in future studies.

『観無量寿経』における滅罪について

小笠原 亜矢里

『観無量寿経』における滅罪について

小笠原亜矢里

〈キーワード〉『観無量寿経』／「観経類」／滅罪／「生死之罪」

〈略 号〉大正藏経：大正新脩大藏経 流布本：『真宗聖教全書』所収本

序 はじめに

『観無量寿経』(*Guan Wuliangshou jing* 大正藏経十二卷三六五、以下『観経』)は、「浄土三部経」の一つとして、古来より多くの釈家が注釈を説いてきた経典であり、梵語原典が不明とされるが、『無量寿経』や『阿弥陀経』また、空思想と阿弥陀仏信仰をもとに諸仏現前三昧を説く『般舟三昧経』などの影響を大きく受けているとされる。

その一方、『観経』は、阿弥陀仏とその仏国土への往生について説く「浄土経典」でありながら、仏(菩薩)を観想することやその得益を説く「観経類」⁽¹⁾でもあり、同時代訳出と伝えられる「六観経」との間で相互関係があることも、これまで多くの先行研究によって指摘を受けている。⁽²⁾

『観経』では、その目的である仏国土への往生の為の方法がいくつもの段階において詳細に説かれることに

加え、流通分に「亦名淨除業障生諸仏前」とあるように衆生の滅罪も經典全体を通して説かれるが、この衆生の滅罪やその具体的な方法は、「浄土經典」よりも、むしろ「觀經類」などにおいてよく説かれているものである。したがって、『觀經』の滅罪についての研究を行うにあたっては、これら『觀經』周辺の「觀經類」などとの比較検討が必要であるが、この点は先学らによる積極的な指摘を受けつつも、未だ、その相違についての検討をした上で、『觀經』における滅罪の特徴を明らかにした研究は為されていない。そこで本稿では、『觀經』周辺の「六觀經」などとの比較により『觀經』における滅罪の特色を示した上で、滅罪を中心として、改めて觀法の分類を確認することにより、滅罪対象と対告衆との関係を中心とする滅罪の枠組みについて明らかにしていくものとする。⁴⁾

一 『觀無量壽經』の周辺と滅罪思想

(1) 「六觀經」と滅罪

はじめに述べたように『觀經』は「觀經類」としても分類することが可能であり、これまで、同時代訳出とされる「六觀經」との間でいくつもの類似点が挙げられているが、その一つとして「(除滅)生死之罪」などを共通の文言とする滅罪思想がある。⁵⁾しかし、「六觀經」については、確かに共通とされる編纂または訳出上の特徴や思想背景、文言の使用などがいくつも見られるとはいえず、各經典の説く目的や、関連するとみられる經典もそれぞれに異なっており、したがって、滅罪といってもその方法や対象、得益も一樣ではないことが考えられる。そこで、まずは各經典における滅罪の方法とその対象、得益などの主な特徴を挙げ、共通または相

違とされる点について検討していくものとする。

まず「六観経」のうちの『観虚空藏菩薩経』と『観藥王藥上二菩薩経』であるが、この二経は『決定毘尼経』の影響を受けたと思われる三十五仏を礼称する特徴を持ち、称名と仏への敬礼を中心とした懺悔形式と滅罪方法とを説く共通点を持つ⁶。中国仏教における懺悔の行法・儀礼などは五世紀前後にその萌芽が見られ、南北朝を通じてその後大きく展開していくことになるが、これらの経典は、こうした懺法や儀礼についての最初期の経典として名が挙がっている⁷。

両経共に、戒律を犯した者に対しての滅罪に加え、善男子善女人及び一切衆生の五逆罪等の滅罪法と、それに伴う「不墮(三) 惡道」の得益などを説くことが特徴であるが、『観虚空藏菩薩経』が、比較的整った形で、戒律を犯した四部衆や五逆罪を犯した善男子善女人の滅罪と現世利益、更に破戒した菩薩の懺悔法などを説くのに対し、「六観経」の中でも後期の編纂と思われる『観藥王藥上二菩薩経』では、経典中にもその名が挙げられる『観仏三昧海経』の影響を思わせるような、やや入り組んだ形での滅罪の対象や方法、得益などの記述が見られる。ただし、業障については、具体的な滅除対象として三障(業障・報障・煩惱障)が繰り返し挙げられており、ある程度滅罪対象の背景を遡ることが可能と思われる⁹。

その場合、これらの経典を含めた「六観経」は、『観仏三昧海経』や『観経』のように、部分的とはいえ、梵語経典と関係があると思われる箇所が存在が指摘される経典もありつつも、概して中国撰述の可能性も濃厚であることに鑑みれば、五世紀以前には既に漢訳され流布していたと思われる『阿毘曇甘露味論』などの古いアビダルマ系の論書、または「六観経」よりも少し前の時代に漢訳され、この時代の仏教界に大きな影響力を持ったとされる羅什訳『大智度論』などの影響をまずは検討すべきと思われる¹⁰。

次に、同じく「六観経」内で懺悔を強調する経典としては、『観普賢菩薩行法経』が挙げられる。この経典

は「法華經」「普賢菩薩勸発品」の影響を受けた「懺悔經」ともされ、六根懺悔の普賢行を説くことを特徴とする。¹²『観虚空藏菩薩經』と同じく『菩薩善戒經』由来と思われる在家の六重戒、出家の八重戒が説かれることを始めとして、戒自体については、両經は系統的に関係があるとされるが、¹³經典全体を通して、大乘經典の読誦を推奨し、滅罪そのものよりも懺悔とその方法に重点を置いていることから、滅罪による得益はあまり説かれていない。また、滅罪対象も諸罪、諸障礙、諸業と特定されてはおらず、經典の後半で「生死之罪」、五逆、謗法等經、十悪などがまとめて「業障」として挙げられている。また、この經典においても「閻浮提人の三障」¹⁴が説かれる。

さらに、主として仏の相好觀察と見仏とを説く『観仏三昧海經』においても滅罪の対象としての三障が説かれるが、¹⁵この經典は十巻の長さを持つ經典であり、前半と後半では編纂時期や内容にやや違いがみられることに加え、全体的に複雑な構造を持つ特徴があるため、滅罪思想やその対象にもやはり幅がみられる。¹⁶

この經典における滅罪方法は、經典の名が示すように観仏であり、観仏による滅罪で生天や生仏国土などが可能になるといった得益が説かれる。滅罪対象は多くが「生死之罪」として説かれるが、その示すものは一様ではない。たとえば「観想品第三之四」における釈尊の相好觀察による滅罪の対象は、「無量百千重罪」、「一億劫生死之罪」、「現世重障」、「千劫極重惡業」などが説かれており、前後関係からもこれらの相違を明確にみることが難しい。また、ここでは、空思想に十二因縁を「生死之根本」とする『中論』からの引用かと思われる説もみられる。¹⁷この經典については、滅罪に限らず經典全体として『大智度論』の影響と思われる箇所も随所に存在することが先行研究によっても示されており、¹⁸他の「六観經」同様、羅什訳の論書などの影響下にあったことが推測できるが、中国思想の影響を受けているとみられる箇所も多く認められ、撰述や内容も含めて解説が難解な經典である。¹⁹

一方『観弥勒菩薩上生兜率天経』は、弥勒信仰に基づき、兜率天への生天または弥勒と共に下生することを説く經典であるが、この經典では滅罪思想や懺悔よりも現生において戒を具足し善行を修めることがよく説かれており、滅罪については、經典の後半部分で観想、称名、聞名などにより、悪業または「生死之罪」が滅除され生天がかなうといった得益が説かれるのみである。さらに悪業に関しては、三障などの具体的な記載はなく、「犯^二諸禁戒^一造^二衆惡業^一」など、やはり現生における犯戒と共に説かれている。

最後に『観経』であるが、この經典は阿弥陀仏の仏国土への往生を目的とした經典であり、その方法と滅罪とが関係している⁽²⁰⁾。滅罪対象は『観弥勒菩薩上生兜率天経』と同じく、主に「生死之罪」、悪業といった形で説かれているが、他の「六観経」とは異なり、仏に対する敬礼や他方仏の礼称といった儀礼的な方法、また懺悔といった教説もほとんど見られず、前半の十三観においては観想を中心として、後半の三観においては三福を修めることや念仏を中心とした具体的な往生の方法について説かれているが、その各要所で「生死之罪」や悪業の滅除がその条件として説かれるといった他では見られない特徴がある。

(2) 滅罪の枠組みについて

以上のように「六観経」の滅罪については、その經典の目的とするところが異なる点から、重視される滅罪の傾向やその枠組みなども一様ではないことが解る。滅罪の対象については、諸罪や諸業といった形で特定しにくい經典もあるが、「六観経」全体としては、前述したように時代的にはおそらくは五世紀以前に漢訳された論書などの影響を受けたであろうことが推測される為、こうした論書や著述を参照しつつ遡っていくのが妥当な方法と思われる。

また、これらの經典群は、これまでの先行研究により、ほぼ同じ、または少し前の時代に訳出されたと思わ

れる「禪經類」や「仏名經類」などの影響を受けているとされるが、例えば滅罪対象としてよく挙げられる「生死之罪」などの特徴的な文言に関して遡って見ていくと、「禪經類」などでは、滅罪対象として悪業や業障が説かれているものもあるが、「生死之罪」の文言自体は見られず、一方「仏名經類」、特に敦煌出土の写本が確認されている「六觀經」と訳出年代が近い三本の經典、『千仏因緣經』、『稱揚諸仏功德經』、『十方千五百仏名經』においては、滅罪対象の多くが「生死之罪」となっているなど、明らかに違う系統の經典群の影響を受けている点も考慮すべきである。

滅罪の方法についても、称名や聞名、敬礼を説くのは「仏名經類」の特徴でもあり、仏・菩薩の觀想は「禪經類」の特徴でもあることから、概ね同様のことがいえよう。ただし、滅罪の得益に関しては、經典の目的と関連して説かれていることが多く、現世利益や惡道に落ちないこと、生天や往生など、それぞれの經典によってその特徴が異なっている。

したがって、各經典においてこれらの滅罪について検討していく場合には、共通して影響を持ったであろうと思われる經典群や論書を参考にすると同時に、經典の目的や訳出状況、編纂背景なども個別に考慮しなくてはならないが、先にも述べたように『觀經』をはじめとした「六觀經」は直接の梵語原典等が見つかっていない上に、「觀」の文字に代表されるように還元が難しい漢訳語も多いことなど明確な特定が難しい形も多い。例えば先の「生死之罪」についても、可能性としての語義解釈を検証していくことは可能であっても、それぞれの經典において滅罪とその対象を検証する場合、滅罪対象として逐語的に定義付ける、または固定化することとは適当な方法とは思われず、個々の經典の訳出又は、編纂背景を十分に考慮しつつ取扱うことが相応しいと思われる。⁽²³⁾

以上のような点を踏まえて、次章では『觀經』における滅罪について具体的な検討をしていくものとする。

二 『観無量寿経』における滅罪

(1) 『観経』における滅罪対象について

『観経』における滅罪の枠組みは、一(1)で述べたように、滅罪方法は、前十三観では、仏国土と仏・菩薩の観想、後三観は主に称名念仏となっており、その得益は仏国土への往生である(付表参照)。これらについては、滅罪の枠組みに限らず、多くの観点からの研究成果が発表されている²⁶⁾。一方、滅罪対象について焦点を絞って論究した研究は見られないため、本稿では、一をもとに『観経』の滅罪対象について観法の分類に沿って検討していくことにする²⁷⁾。

『観経』において滅罪の対象とされる文言は經典中にいくつか見られるが、主に①罪、②業障、③悪業として説かれている。このうち、最も頻回に説かれるのは①罪であり、經典内における各要所で説かれる滅罪対象となっている。具体的には、韋提希が「我宿^二何罪^一生^三此惡子^二」と釈尊に問いかけた「何罪」と、釈尊が繰り返し説く「生死之罪」の二つが挙げられる。また、②業障については第十勢至觀の「淨除業障」及び、流通分で説かれる亦名「淨除業障生諸仏」の二つが認められ、③悪業については、第六宝楼觀で除かれる「極重悪業」と下品三生の「愚人が作る悪業」が滅罪対象として説かれている(付表参照)。

經典内で最もよく説かれる①「生死之罪」に関しては、先に述べたように敦煌写本の存在する「仏名経類」に頻繁に説かれていること、またコータン語及び漢訳が存在する經典類にもよく似た表現があると認められていることから、中央アジアで流布していたフレーズであることには違いなく、また、これらの滅罪を説く「仏

名経類」の中には、『称揚諸仏功德経』のように明確な阿弥陀仏信仰²⁹が認められるものも存在するところから、「生死之罪」が『観経』のそれと何らかの繋がりがあがる可能性が高いことが指摘できる。さらに、同じく「仏名経類」の一つである『千仏因縁経』においては、空思想が顕著であるが、『観経』においても、随所に空思想を説くとみられる教説が存在する³¹。但し『大智度論』などの論書関係においてはこの文言自体は、直接は見られない。

また、韋提希の問いである「何罪」については、釈尊からの「仏告」の返答はないが、直後に「爾時世尊、放眉間光」と説法が開始される形がみられるところからも、ここからはじまる『観経』の教説全体にその答えを見出していくのが相応しいものと思われる。

次に②業障であるが、これも前述したように「六観経」との関係からも、三障の影響が考えられるが、三障を説く古いアピタルマ文献である『阿毘曇甘露味論』が、後の『大智度論』に影響を与えたであろうことは註(11)で述べた通りである。その『大智度論』においては、三障と悪業とは密接な関係を持つ。

論に一切の悪業を解脱するを得。是れを名付けて「業障解脱を得」とす。問うて曰く。若し三種の障り、煩惱障、業障、報障につき、何を以てか二障を捨て、但、業障のみを説くや。答えて曰く。三障中、業力最大なるが故に。

すなわち、悪業と業障の関係を述べた上で、三障の中でも業障の重さを説いている³²。『観経』においても、亦名の「淨除業障生諸仏」が示す通り、他の二障ではなく業障が問題とされている。

③の悪業も、同じく『大智度論』の十二因縁説に従えば以下の様に説かれる。

煩惱と業と事の法は、次第に展轉し相統して生ず。是を十二因縁と名づくなり。

ここでは、煩惱(無明)から業(悪業)を生じ、業力故に「輪転して生死海中を廻る」ことを説く。また、

この悪業のもとである無明は「諸法実相の観」により尽きるとされる。

若し一心に諸法実相の清浄なるを観察せば、無明則ち盡きる。

『観経』における悪業については、下品段にて具体的に説かれている点は注目すべきである。すなわち、悪業を、大乘の教えを誇らずとはいえ、悪を行ないながらも慚愧のないものであり、さらには戒を毀犯しても慚愧のないもの、最終的には五逆・十悪を含む諸々の不善を行うものとしていっている。つまり、悪業の場合は、具体的な行為が滅罪の対象として説かれていることになり、その点は「生死之罪」などの抽象的な概念と大きく異なっている。

このように、『観経』における滅罪対象は、実際には下品下生の悪業以外は具体的に説かれておらず難解なものもあるが、①③の共通点として空思想、特に羅什訳の論書との関係が推測される。「六観経」自体が「禅経類」や「仏名経類」の影響を受けていることは繰り返し述べているが、これらには羅什訳のものも多く、当時の仏教界における羅什の影響力に鑑みれば、『観経』編纂または訳出にもこれらが何らかの形で影響を与えていても全く不自然ではない。³⁴⁾

例えば、『観経』下品下生の、浄土において、観世音・大勢至菩薩が、「諸法実相」及び「除滅罪法」を説く³⁵⁾中にも、それをうかがうことができる。

「即ち、其の人の為に（諸法）実相、除滅罪法を廣説す。聞き已りて歡喜し、時に應じて即ち菩提の心を発さん。」

前述のように、『大智度論』においても、「諸法実相」を観ずることによって無明が尽きるとあり、無明と業力による「生死輪転」は「諸法実相」の観察によりそれを脱することが出来るとは説く。ただし、前述したように、類似の概念を思わせる「生死之罪」といった文言やその滅除については、直接説かれている訳ではない。

したがって、『観経』における「生死之罪」については、悪業とは異なり、具体的に知ることの困難な概念と捉えておくべきであり、⁽³⁷⁾ こうした文言等も含めて、經典そのものに対する論書類の影響も、あくまでも語義解釈の上で、可能と認められる範囲で推定していくべきものと思われる。

(2) 『観経』における滅罪と観法についての先行研究

二(1)で述べたように、『観経』における主な滅罪対象については、それぞれに異なった意図またはレベルで説かれていることも考えられ、同一に扱うことは適当とはいえない。そこで、ここでは観法に沿った滅罪の枠組みについて検討していくが、この考察をするにあたっての底本は、藤田「二〇〇七」および、西川「二〇〇〇」の説に従って、藏経本ではなく、より古い形を保持していると考えられる流布本を使用する。藏経本と流布本では、末木「一九九二」や西川「二〇〇〇」でも既に指摘があるように対告衆の違いが大きく、後述するように滅罪解釈の上では大きな相違がみられるのである。

まず、經典内で説かれる十六観法の分類については、複数の先行研究で挙げられているように、現在では、前十三観を、第一観～第三観、第四観～第六観、第七観～第九観、第十観と第十一観、第十二観と第十三観、後半三観を更に三品三生の九品段としてひとまとめに考える観法分類が主流であり、更に仏国土の観想を説く第一観～第三観と、仏・菩薩の観想を説く第七観～第十三観とに分類される(付表参照)。

このうち前半の第一観～第三観までと第四観～第六観までが構造上パラレルな関係にあることは、これまでの先行研究で共通して指摘されており、このパラレルな関係は(1)「正観・邪観のフレーズ」、(2)「滅罪」、(3)「対告衆」、⁽³⁸⁾ (4)「仏国土の粗見」から導き出されている。後半はさらに、華座と脇侍を含めた仏像から仏身そのものを観想する第七観～第九観と、脇侍の二菩薩の観想である第十観～第十一観、自らの往生を観察するとみ

られる第十二観と位置づけが難しいとされる第十三観に分けられるが、最後の二観は、直接滅罪については説かれていない箇所である。

主な先行研究においては、上記のような分類を行った上で、本稿で問題としている滅罪については、(a)前三観は観想よる滅罪、後三観のうち下品においては称名による滅罪を説き(上品・中品は善行者であるから滅罪は不要)、(b)観法によって「生死之罪」を滅除する教説があるが、それは全てにおいて説かれているわけではなく、また、その滅罪の劫数も必ずしも明快ではない、そして、(c)観の実修は滅罪や往生の利益を伴うものもある、といった点を挙げているが、經典全体として滅罪を重要な要素として注目しつつもその詳細については明らかにしていないことは、本稿のはじめに述べたとおりである。以上の点を踏まえて、流布本に基づき、滅罪に焦点をあて、その特徴について次節で検証していくものとする。

(3) 『観経』における滅罪と観法について

まずは、パラレルな関係にあるとされる第一観～第三観までと、第四観～第六観までで指摘を受けている(1) (3)をみながら^①、その先の観法も含めて比較を行う。(1)「正観・邪観のフリーズ」は、前三観では滅罪(除生死之罪または除悪業)を説いた後に共通して見られるフリーズであり、基本的に違和感はない^②。但し、第八像観のみにこのフリーズが見られない点については、第八観と第九観自体が、「禅経類」の「仏像↓真仏」を踏襲して連続しているものといった理論が前提にあるが、後述するように「観が完成されているのか」といった面においても、このフリーズの有無は重要であろう。なお、後三観では、このフリーズは見られない。

次に(2)「滅罪」であるが、第三観は「八十億劫生死之罪」であり、第六観は「無量億劫極重悪業」であるところから、パラレルとはいえども滅罪対象が異なっていることが指摘できる。先にも述べたように、「生死之

罪」と悪業とが同じレベルでの滅罪対象を指していると考えるのは難しい。また、(3)とも関連するが、各観の冒頭で「仏告」とされる相手と、滅罪について説く直前の「仏告」の相手が明らかに異なっている。後者の「仏告」(滅罪)に関していえば、第三観は阿難に説かれた「生死之罪」の滅罪と「汝持仏語」であり、第六観は阿難と韋提希に説かれた悪業の滅罪と「説除苦惱法、汝等憶持」である。

この「仏告」の二重構図は、第七観と第十六観でもほぼ共通する。すなわち滅罪に関していえば、第七観は「仏告阿難」、第八観は「行者當聞」であり、第九観は「阿難當知」、第十観は再び「仏告阿難」、第十一観は第十観との連続と見做せば、滅罪対象が「生死之罪」で「仏告阿難」となっている。さらに十六観(下品段)においては、三生とも、仏告は「阿難・韋提希」であり、「生死之罪」と悪業の両方が滅罪対象として説かれていることがわかる。

さらに(3)「対告衆」であるが、これは(2)における各観の「仏告」の二重構造とも関係する。第一観や第七観の最初の「仏告韋提希」であるが、これは韋提希の問いに対する釈尊の答えとしての「仏告韋提希」、すなわち第一観に入る直前の「韋提希白」仏」と、第七観に入る前の「作礼白」仏」への返答であり、観法中で他に単独の「仏告韋提希」はなく、「阿難及韋提希」と説かれる場合は、前述したように下品段を中心に具体的な「愚人の悪業の滅除」も説かれているのである。

阿難の役割について、西川「二〇〇〇」では、『観経』を漢文資料としてみた場合、文章構造的に、前十三観は、釈尊が韋提希に語りかける観は、その後「阿難に確認」をさせ、それ以外の経典の主要な部分になる箇所では「阿難に対してのみ語りかけている」といった本稿と同様の構造的な指摘がなされており、その結果、「経典の主たる対象は、阿難以外には考えられない」といった結論を導いている。確かに本稿でも指摘しているように、滅罪対象を「生死之罪」中心に見た場合、阿難の果たす役割が大きいことは経典の構造上明らかで

ある。しかし、經典全体を見た場合、亦名「淨除業障生諸仏前」にあるように滅罪は「生死之罪」だけではなく韋提希の関わる悪業も十分に考慮されねばならず、その点では經典における中心が阿難とは言い切れない。更に「仏告韋提希」の後の「仏告阿難」の役割も、「確認」としているが、これも經典の前後関係からみても、前述したように「仏告韋提希」はあくまで釈尊のレスポンスであり、「仏告阿難」は、改めて「生死之罪」といった難解な滅罪対象を説くものと見た方が、構造的にもスムーズと思われる。この点から言えば、末木「一九八六」に述べられるような、「伝持」または「補足的」といった役割とも違う面が指摘されよう。以上のように、滅罪対象を中心に観法を分類して検討していくと、先行研究で指摘を受けている点とは別の面での滅罪の構造、特に対告衆の役割が見えてくるのがわかる。

次に、先行研究が『観経』における滅罪特有の特徴として挙げているいくつかの点であるが、(a)については、滅罪の方法としては、確かに前半十三観は観想によるものであり、後半の下品は称名(含聞名)である。加えて、後半の上品、中品に関しては滅罪が直接説かれておらず、「善行者は滅罪の必要がないからではないか」とされているが、流通分において善男子・善女人についても二菩薩の聞名による「無量劫生死之罪」の滅罪が説かれているところから、上品・中品においては滅罪が説かれない別の理由が存在する可能性もある。

また、(b)については、前述のように、十六観のうち、「生死之罪」の滅罪が説かれる箇所は「仏告阿難(含行者)」が伴い、悪業の滅罪が説かれる場合は韋提希にも説かれており、ランダムに説かれているわけではないことがわかる。したがって、滅罪の劫数も、「生死之罪」を見れば、前十三観の場合、まずは地想観(八十億)まで、次に華座観(五万)↓像観(無量億)↓真身観(不明)、観音観(無数)↓勢至観(無数阿僧祇)が一連の観察となり、無量・無数については真身観に付随するものとみれば滅罪量にあまり無理はみられない。下品段の滅罪については、中生と下生は第三観と同じ八十億劫であるが、上生のみ五十億劫であり、この部

分は説明がつかない。ただ、下品段の中でも上生は、悪業を作る愚人でありながらも滅罪の後には「行者」扱
いがされており、やや特殊な往生人となっている。

最後に(c)滅罪の得益と往生であるが、改めて付表で確認すると、全十六観を通して阿難または韋提希に滅罪
が説かれた箇所では、往生や仏国土に生まれることが得益として説かれているところから、『観経』において
は滅罪と往生とが密接に関わっていることは明らかである。しかし、問題となるのは第八像観と第九真身観の
滅罪対象と得益である。第九真身観「無量寿仏の観」では何らかの滅罪対象なくして、「諸仏前」に生まれる
ことが可能となっているのである。

また、もし第八観の「生死之罪」の滅罪と第九観の「生諸仏前」が形の上で連続して説かれているとしても、
滅罪が成就したのであれば、第八観の観察だけでも仏国土への往生は可能はずである。しかし、第八観は
「正観・邪観のフレーズ」もなく、得益は現身中の念仏三昧しか説かれていないことから、第八観だけでは観
が完成していない可能性がある。第八観と第九観との関係は、第十観音観と第十一勢至観がセットで「観_二観_一
世音大勢至」と説かれる形とは全く異なる点からも、滅罪を考える上では改めて検討していかなければなら
ない重要な問題であることがわかる。

結 語

『観経』における滅罪、特に滅罪対象については、他の「観経類」との共通点として「生死之罪」や悪業と
いった文言が認められ、これらの概念は主として当時の仏教界で大きな影響力を持った羅什訳下の論書や經典

などとの関係が考えられるが、『大智度論』などによく説かれる悪業とは対照的に、「生死之罪」については語源そのものの推定は難しく、中央アジアで流布したとみられる滅罪を説く「仏名経類」などからの影響も考えられ、阿弥陀仏信仰との関連からもその点は指摘できるが、特定は困難である。

その一方、『観経』における滅罪対象と観法の関係については、各観における二段階の「仏告」、对告衆と滅罪対象とを検討することで、その説かんとするところがみえてくるものであり、これは經典の枠組みにも自然な形となっていることがわかる。すなわち、滅罪対象である「生死之罪」に関しては基本的には阿難に、また悪業の場合は阿難と韋提希に説かれており、「生死之罪」が「生死」といった衆生存在の根本そのものに関わる難解な概念であるのに対し、悪業とは下品段でその内容がいちいち具体的に説かれているように、愚人である衆生が、自らの具体的な行為として積む「現実的な悪の業」を指し示し、对告衆によってその説くところの違いがあるものと考えられる。

このように、『観無量寿経』は亦名「淨除業障生諸仏前」とあるように、具体的な悪業についての滅罪も入念に説いていることが、滅罪の枠組みや観法の分類からも指摘できるが、第八像観と「観無量寿仏」を説く第九真身観だけは、その滅罪の枠組みがはつきりせず、別の観点からの詳細な検討が必要と思われる。

註

- (1) 「観仏經典」、「観仏経」とも言われ、研究者によって表記がやや異なる。本稿においては、仏（または菩薩）やその仏国土などを観察することを説く一連の經典群を「観経類」とする。なお、便宜上、月輪賢隆『仏典の批判的研究』百華苑一九七一年（初出一九五三年）に倣い、経録の上では五世紀前後に中国で訳出されたとある、六本の「観経類」をまとめて「六観経」とする。なお、「六観経」とは、いずれも『大正新脩大藏経』に収蔵される以下の六經典を指す。『観普賢菩薩行法

經』一卷（曇摩蜜多訳、大正藏經九卷二七七）、『觀無量寿仏經』一卷（量良耶舍訳、大正藏經一二卷三六五）、『觀虚空藏菩薩經』一卷（同上訳、大正藏經十三卷四〇九）、『觀藥王藥上二菩薩經』一卷（量良耶舍訳、大正藏經二十卷一一六一）、『觀弥勒菩薩上生兜率天經』一卷（沮渠京聲訳、大正藏經十四卷四五二）、『觀仏三味海經』十卷（佛馱跋陀羅訳、大正藏經十五卷六四三）。

(2) 『觀經』と『六觀經』との関係に着目する研究は多数あるが、(1)では、春日井眞也「觀無量寿佛經に於ける諸問題」『仏教文化研究』三号、一九五三年、Soper, Alexander Coburn. *Literary Evidence for Early Buddhist Art in China*. Artibus Asiae supplementum, 1959. 同前月輪「一九七二」、藤田宏達「觀無量寿經講究」真宗大谷派宗務所出版部、一九八四年、『淨土三部經の研究』岩波書店、二〇〇七年、末木文美士「觀無量寿經」研究『東洋文化研究所紀要』一〇一号、一九八六年、末木文美士・梶山雄一「淨土仏教の思想 第二卷」講談社、一九九二年、主にこれらの先行研究を前提とする。

(3) 同前末木「一九八六」、同前藤田「二〇〇七」など。

(4) なお、本論において使用する底本は、藤田「二〇〇七」にて分類された諸本表を参照とし、藏經本系では『大正新脩大藏經』、流布本系では『真宗聖教全書』所収本を利用する。また、『觀經』訳出以降に注釈された釈家の著述については適宜、個別に挙げるものとする。

(5) 畝部俊英「觀無量寿經」における称名思想―諸觀經類の「生死之罪」の文を中心として―『同朋大学論叢』四四・四五号、一九八一年参照。

(6) 『觀虚空藏菩薩經』（大正藏經十三卷）、六七九頁上。『觀藥王藥上二菩薩經』（大正藏經二十卷）、六六四頁中。

(7) 塩入良道「中国佛教に於ける礼懺と佛名經典」『仏教思想史論集』大藏出版、一九六四年参照。

(8) 「若有人能至心敬禮五十三佛名者、除滅四重五逆及謗方等意皆悉清淨」また「此陀羅尼能除去百億劫生死五逆大罪。」「觀虚空藏菩薩經」（大正藏經十三卷）、六七九頁上及び六八〇頁中。『觀藥王藥上二菩薩經』（大正藏經二十卷）、六六四頁上でも、ほぼ同じ文言となっている。

(9) 『觀藥王藥上二菩薩經』（大正藏經二十卷）、六六一頁中及び六六五頁中。

(10) 『觀仏三味海經』や『觀經』においては、当時まだ漢訳されていないインド語の類似部分が、それぞれの經典撰述に関わっていたとされる。Nobuyoshi Yamabe, "The Sutra on the Ocean-Like Samadhi of the Visualization of the Buddha: The Interfusion of the Chinese and Indian Cultures in Central Asia as Reflected in a Fifth Century Apocryphal Sutra," Ph.D.

Dissertation, Yale University, 1999, および末木「一九八六」参照。

- (11) 例えば『阿毘曇甘露味論』によると、「煩惱惡業惡業報、是有三障。逆業極重煩惱三惡道報。是三事若一事不受聖法。是故說障。」(大正藏經二十八卷)、九七八頁下、とある。この場合の逆業とは五逆業(罪)を表す。『阿毘曇甘露味論』は失訳とされるが、すでに曹魏の時代には漢訳されていたと思われる。また、密接な関係と見做される『阿毘曇心論』(法勝造僧伽提婆・慧遠訳、大正藏經二十八卷一五五〇)においても同様に三障について説かれる。田中教照「使品より見た『阿毘曇心論』の位置」『印度学仏教学研究』三十六卷、一九八七年、二八八頁参照。
- 『阿毘曇甘露味論』から『大智度論』へとつながる論書の系譜については、釈大田「大智度論と俱舍論に及ぼした甘露味論の影響」『印度学仏教学研究』五十三卷、二〇〇四年参照。
- (12) 天台の立場からは受戒の作法を説くとされ、法華經の懺悔思想と深く関りを持つとされる。宮澤勸次「法華經の懺悔思想」『印度学仏教学研究』四十八卷、一九九九年参照。
- (13) 大野法道『大乘戒經の研究』山喜房佛書林、一九五四年、百三十頁参照。
- (14) 『観普賢菩薩行法經』(大正藏經九卷)、三八六頁下。
- (15) 『観仏三味海經』(大正藏經十五卷)、六五四頁上。
- (16) 『観仏三味海經』に関する総合的な研究は、前掲 Soper [1999]、大南龍昇「『観仏三味海經』の三味思想」『仏教学』四十号、一九九九年、Yamabe [1999] 参照。
- (17) 「生緣老死憂悲苦惱、一字一光、一光十二音。一音說苦空無常無我。一音演說十二因緣。如是辟支佛足下光中皆有是字。逆順往復凡十二遍。是名生死之根本也。」『観仏三味海經』(大正藏經十五卷)、六六四頁中。
 「從老死有憂悲苦惱種種衆患。但有六苦陰集。是故知凡夫無智、起此生死諸行根本。智者所不起。以如實見故則無明滅；〈略〉…無明滅故諸行亦滅。以因滅故果亦滅。如是修習觀十二因緣生滅智故是事滅。」『中論』(大正藏經三十卷)、三十六頁下。
- (18) 前掲 Yamabe [1999, pp.234-249]
- (19) 前掲月輪「一九七一」参照。
- (20) 水尾現誠「『観無量寿経』における業思想」雲井昭善編『業思想研究』平楽寺書店、一九七九年参照。
- (21) 超越する対象として「超越生死住」、畏れる対象として「畏生死患」などは認められる。『五門禪經要用法』(大正藏經十

五卷)、二四六頁上。

また、羅什訳とされる『坐禪三昧經』には「由汝受罪不可稱計、無際生死種種苦惱無不受受。」とあるが、同じく羅什訳であろうと推定される『称揚諸仏功德經』とは異なり、「生死之罪」といった文言は見られない。『坐禪三昧經』(大正藏經十四卷)、二七六頁上。

(22) 敦煌出土の「仏名経類」については、井ノ口「一九六四」において、「仏名経類」に的確な定義と具体的な内容を与えることは甚だ困難であるとしつつも、その中の分類の一つとして「仏名の羅列に懺悔滅罪の文が加わっているもの」が挙げられている。また、山口「二〇一八」では、敦煌出土の写本と歴代経録の対照がなされており、この三経については「十方千五百仏名経」以外は、歴代経録にも存在するものとして名が挙がる。

井ノ口泰淳「敦煌本「仏名経」の諸系統」『東方学報』三五卷、一九六四年及び、山口正晃「中国仏教」の確立と仏名経」『関西大学東西学術研究所紀要』五十一卷、二〇一八年。

(23) 「六観経」に関する、こうした鋭い指摘は、前掲月輪「一九七一」で詳細に論じられている。

(24) 言語学的な解釈から可能性のある原語に遡った研究としては、藤堂「二〇〇〇」があるが、インド文化圏や原始仏教における「罪」を基軸として、あくまで漢訳仏典を参考に考えられる原語としての可能性を論じているものであり、個々の経典においてどのように用いられている可能性があるかには立ち入っていない。藤堂俊英「生死之罪」攷」『浄土宗学研究』二十六号、二〇〇〇年。

(25) この点については、「六観経」のインド撰述に鋭い疑問を投げかけた月輪「一九七一」や、原始浄土教の詳細な研究をまとめた藤田「二〇〇七」、また末木「一九八六」などにおいても、滅罪の劫数について考察することはあっても、同時に説かれている「生死之罪」などの滅罪対象については、重要性を指摘しつつも、可能性のある梵語に還元を試みる、または検証の作業をしていないところからも妥当な形と思われる。

(26) 香川孝雄「称名思想の形成」『印度学仏教学研究』十一卷、一九六三年、藤田宏達「念仏と称名」『印度哲学仏教学』四号、一九八九年、小丸真司「観無量寿経」と称名思想」『仏教思想の諸問題…平川彰博士古稀記念論集』通号、一九八五年、他。

(27) 「観経」の観法を分類するにあたっては、善導「観無量寿仏経疏」(大正藏経三七卷一七五三)を参照とする。

(28) 藤田「二〇〇七」一八六一―一八九頁では、コータン語の写本において、「その名をとるならば、八十コーティ劫のあいだに積み重ねた一切の業の罪は、かれにとつてすべて消滅し、死んでから極楽に生を享ける。」との教説が確認されてい

ることから、類似の文言がコータン付近で流布していたであろうことを指摘している。ただし、この場合も「生死之罪」といった特定の文言との対比で論じているわけではない。

(29) 『称揚諸仏功德経』(大正藏経一四卷)、九十九頁上。阿弥陀仏の教説は、「安樂世界」の記述など『無量寿経』系の影響を受けているものと考えられる。

(30) 『千仏因縁経』(大正藏経一四卷)、七〇頁下など。

(31) 第二観と第五観の浄土と、中品上生来迎の二か所において浄土の水流や楽器、または菩薩により「(演説) 苦空無常無我」が説かれる。

(32) 「論一切悪業得解脱。是名業障得解脱。問曰。若三種障、煩惱障業障報障。何以捨二障但説業障。答曰。三障中業力最大故：(略)：煩惱業事法、次第展轉相續生。是名十二因縁。是中無明愛取三事名煩惱。行有三事名爲業。餘七分名爲體事：(略)：若一心觀諸法實相清淨則無明盡。」「大智度論」(大正藏経二十五卷)、百頁上一下

(33) 経典中で、他に悪業について説かれるのは、第六観の「極重悪業」である。第六観では具体的な行為が説かれていないが、第一観に入る直前に「若仏滅後諸衆生等、濁悪不善五苦所逼。」とあり、第六観までを一塊と捉えた場合、この「濁悪不善」が悪業に対応する可能性がある。

(34) 能仁「一九九三」では、同じように『観経』と『大智度論』との関連性について、「念仏三昧」及び称名念仏の観点から「禅経類」を通じた背景の可能性を述べている。能仁正顕『観無量寿経』の念仏三昧とその背景』『印度学仏教学研究』四十一卷、一九九三年。

(35) 大正藏経では諸法が無く「実相」とのみあるが、流布本では諸法実相となっている。「即爲其人廣説實相除滅罪法。問曰歡喜。應時即發菩提之心。」(大正藏経十二卷)、三四六頁上。

『観経』における「諸法実相」の表現は、ここでのみ説かれているものであるが、藤田「一九七五」によると、『観経』における「諸法実相」は特定の原語は想定できないが、「すべての存在のありのままの真実のすがたを指す漢訳語」とあり、「いずれにせよ、『観経』の「諸法実相」は羅什の訳語を受けたものと見てよいであろう。」としている。藤田宏達「浄土教典における法の用例」『仏教における法の研究』春秋社、一九七五年、一五八―一五九頁。なお、「諸法実相」と除滅罪法の関係について、梯「二〇〇三」では「無分別智を開いて実相をさとれば、罪もさわりも実体はなく本来空であると達観するので、即座に罪障を滅することができ、諸法実相を説くことが罪を滅除する方法を説くことになる」としている。梯實圓

『聖典セミナー浄土三部経Ⅱ 観無量寿経』本願寺出版社、二〇〇三年、三三四頁。

- (36) 『大智度論』における「諸法実相」とは、武田「二〇〇五」によると、藤田「二九七五」同様、羅什独自の漢語表現とし、その用法については「法性」とイコールの関係とされる。武田浩学『大智度論の研究』山喜房佛書林、二〇〇五年、二九六頁。

- (37) 『観経』における「生死之罪」については、「生死之罪」とは途方もなく長いあいだ輪廻をくりかえさなければならぬ罪業のこと。藤田「二九八四」、一五一頁、または(一〇〇万劫生死之罪を除く)は〇〇万劫もの間生死に縛られて解脱できないほどの大罪を除去できるという意味である。末木「一九九二」、一四四頁、などの記述がみられる。

- (38) 西川利文『観無量寿経』の構成に関する若干の考察』『仏教大学総合研究所紀要』七号、二〇〇〇年、一三九頁、藤田「二〇〇七」、二二二頁。

- (39) 末木「一九八六」で指摘されるように、流布本で対告衆が欠けている観は、前の観からの連続であり、大正藏経ではそれを補っていると思われる、本稿もその立場をとる。

- (40) (1)、(2)は藤田「二〇〇七」、末木「一九九二」共通、(3)、(4)は末木「一九九二」による。

- (41) (4)の仏国土の粗見は本稿ではあまり関係がないと思われるため除外する。

- (42) 註(39)同様に、藏経本系では、このフレーズが各観に付加されたものとみられる。

- (43) 末木「一九八六」、一九四頁。

- (44) 西川「二〇〇〇」、一四三頁。

- (45) 末木「一九八六」、一八八―一九九頁。

(武蔵野大学大学院博士後期課程)

『観無量寿経』における滅罪について

付 表

| 観 想 | 仏 告 | 滅罪対象 | 滅罪得益 | 正・邪 |
|---------|------------------------|------------------------------|--------------|-----|
| 〈前十三観〉 | | | | |
| 1 日想観 | 韋提希（釈尊の回答） | × | × | × |
| 2 水想観 | △ | × | × | × |
| 3 地想観 | △ | | | |
| | 阿難「汝持仏語」 | 八十億劫生死之罪（観） | 捨身他世 必生浄国 | ○ |
| 4 宝樹観 | 阿難・韋提希 | × | × | × |
| 5 宝池観 | △ | × | × | × |
| 6 宝楼観 | △ | 無量億劫極重悪業（想） | 命終後 必生彼国 | ○ |
| （総観想） | 阿難・韋提希 「説除苦惱法、汝等憶持」 | | 住立空中尊（見無量寿仏） | |
| 7 華座観 | 韋提希（釈尊の回答） | | | |
| | 阿難 | 五萬劫生死之罪（想） | 必定當生極樂世界 | ○ |
| 8 像観 | 阿難・韋提希 （行者當聞） | 無量億劫生死之罪（観） | 現身中得念仏三昧 | × |
| 9 真身観 | 阿難・韋提希 （阿難當知） | ？ | 捨身他世生諸仏前 | ○ |
| 10 観音観 | 阿難・韋提希 | | | |
| | 阿難 | 業障・無数劫生死之罪（観） | | ○ |
| 11 勢至観 | × | 無数劫阿僧祇生死之罪（観） | 不所胞胎常遊諸仏浄妙国土 | ○ |
| 12 普観 | × | × | × | × |
| 13 雜想観 | 阿難・韋提希 | × | × | × |
| 〈後三観〉 | | | | |
| 14 上品 | 阿難・韋提希△△ | × | × | × |
| 15 中品 | 阿難・韋提希△△ | × | × | × |
| 16 下品上生 | 阿難・韋提希 | 千劫極重悪業（聞経）愚人 五十億劫生死之罪（称名） | 生宝池中 | × |
| 中生 | 阿難・韋提希 | 諸悪業 愚人・罪人 八十億劫生死之罪（聞仏力） | 生七宝池中蓮華之内 | × |
| 下生 | 阿難・韋提希 | 悪業 愚人 八十億劫生死之罪（称名） | 生極樂世界蓮華中 | × |
| 〈流通分〉 | | | | |
| | （善男子善女人） 阿難「汝好持是語」 | 無量劫生死之罪（聞名） 亦名「浄除業障生諸仏前」 | （生諸仏家） | |

○記述あり △推定 ×記述なし